

〈調査報告〉

わが国における国家資格としての 「ソーシャルワーカー」の認知度調査 — 高校生までの福祉教育からの 時系列的体験に焦点をあてて —

三 橋 真 人

1. はじめに

1. わが国における社会福祉（ソーシャルワーク）領域の国家資格

日本には現在、ソーシャルワーカーの国家資格として「社会福祉士」と「精神保健福祉士」という2種類の資格が存在する。登録者数は2016年度時点で、社会福祉士が約20万8千人、精神保健福祉士が7万6千人に達している¹⁾。それよりも介護福祉士（ケアワーカー、登録者数約150万人）のほうが多くの人に知られている資格と考える²⁾。

ソーシャルワーカーは、医療や介護を直接やるわけではない。担当するのは、相談援助の仕事である。いろいろな困りごとを抱えている人（クライアント）の相談に乗り、問題の解決に向けて手助けをする「福祉の専門職」である。

活動する領域は、患者、高齢者、障害者、生活困窮者、児童・家庭のほか、近年は学校、就労支援、刑事司法、地域全般と多岐にわたる。

本人や家族との面談を通じた相談援助や心理的な支援などのほか、福祉制度・社会制度の利用の手助け、公的機関・民間団体・企業・地域住民な

ど関係先との連絡調整を行う。地域の福祉事業や保健福祉行政に携わっているソーシャルワーカーも多い。

「社会福祉士」、「精神保健福祉士」と「介護福祉士」は一般的に「三福祉士」と呼ばれており、三福祉士は「名称独占」資格であり、「業務独占」の資格ではない。保育士も「名称独占」資格である。「社会福祉士」、「精神保健福祉士」、「介護福祉士」と「保育士」は福祉に関する国家資格であるが、福祉の国家資格は全て「名称独占」資格である。医師のように、医師は資格がないと、医療行為をしてはいけない「業務独占」であるところに特徴がある。

日本におけるソーシャルワーカーの養成は、第二次世界大戦後後の連合国総司令本部（GHQ）占領政策の中で、アメリカでのソーシャルワーク養成のカリキュラムを日本社会事業大学に導入したことから実質的に始まったといえる。そして、ソーシャルワークの専門資格は、1987年の「社会福祉士 および介護福祉士法」の成立により実現することになったのである。

2. 社会福祉士・精神保健福祉士の仕事

2-1. 社会福祉士の仕事

「社会福祉士及び介護福祉士法」の第二条（定義）には、社会福祉士とは「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」とされている。

社会福祉士の活躍する職場は、地域包括支援センター、各種社会福祉施設、老人保健施設、病院、社会福祉協議会、福祉事務所・身体障害者更生相談所・児童相談所その他行政機関など多岐にわたる。

わが国における国家資格としての「ソーシャルワーカー」の認知度調査

福祉施設では「生活相談員」「生活指導員」「生活支援員」「児童指導員」などと呼ばれる指導員関係、児童福祉司・身体障害者福祉司など公務員、社会福祉協議会の福祉活動専門員、地域包括支援センターのソーシャルワーカー職、老人保健施設の生活相談員、病院等の医療ソーシャルワーカーなどがあげられる。 (参考「福祉のお仕事」)

2-2. 精神保健福祉士の仕事

「精神保健福祉士法」の第二条（定義）には、「この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう」とされている。

わが国では1950年代頃から精神科病院に、精神科ソーシャルワーカー（以下、PSW）の名称で相談業務を中心に実践してきた歴史を持ち、1997年に「精神保健福祉法」が制定され、PSWの業務に該当する国家資格として、精神保健福祉士の制度がスタートした。

「精神保健福祉士法」は、2010年12月に改正され、2012年4月に施行された。この法改正によって従来の相談援助に「地域相談支援の利用に関する相談」が加えられて、精神保健福祉士が地域移行支援や地域定着支援に携わることが明確に位置づけられた。職域は拡大している（図1参考）。

(参考「福祉のお仕事」)

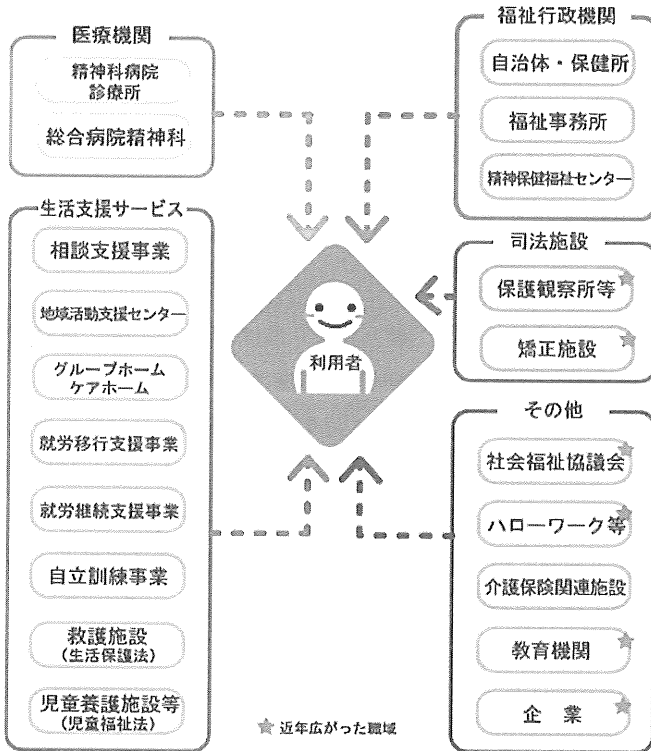


図 1. 精神保健福祉士の職場

(公益社団法人日本精神保健福祉士協会 HP)⁹⁾

3. ソーシャルワーカーの認知度

前節に述べたソーシャルワーク分野における専門職、「社会福祉士」と「精神保健福祉士」は、1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」により国家資格化された。その後、紆余曲折を経て精神保健福祉士法が制定されたのが1997年である。

また、2007年に社会福祉士及び介護福祉士法が改正された。同改正では、法案の審議の中で、介護業界が抱える様々な問題が話題に上った。同

時に議論として取り上げられたのは、社会福祉士の社会的認知度の低さや、現在の養成課程が即戦力を育てる実践的なものになっていないことについてだった。また、社会福祉士は合格率が3割を切る取得が難しい資格でありながら、一般大学生が一般教養で学ぶ3科目を履修すれば取得したと見なされる社会福祉主事任用資格と仕事内容が変わらないことの不合理性も指摘された。審議では「これでは資格取得のインセンティブが働かない、業務独占の仕事を作っていく必要があるのではないか」との質問も出た。これに対し、厚生労働省の回答は「社会福祉主事と社会福祉士の関係はこれから議論していく、また行政の分野でも社会福祉士が活用されることが望ましい」としながらも、「社会福祉士の行政における活用は現状、非常に限定的なので、いま、法律で業務独占にするのではなく、社会的認知度が高まり、実力が認められた先の議論になるのではないか」であった。

制度開始から時間を経て、2007年に社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、社会福祉士養成カリキュラムは、より時代や利用者のニーズに合致した形を目指して大幅に変更された。

さらに、2012年度からは、精神保健福祉士養成カリキュラムも変更された。

田中（2013）は、「ソーシャルワーク専門職は、国家資格が成立してから20年以上の歳月を経過しているが、他の対人援助専門職と比較すると、この職業に対する世間一般の認知度はかなり低いものと推測される」と論じている。

田中（前掲）は「今日においては、小説や漫画の題材として、ソーシャルワーク専門職が取り上げられることも多くなってきている。しかしソーシャルワーク専門職は、「見えざる専門職」と揶揄されることもあるほど、他の対人援助専門職に比べて、イメージすることが困難な職業である」とも述べており、ソーシャルワーカーの認知度の低さと職業イメージのしづらさを指摘している。

さらに、ソーシャルワーカーの国家資格として実現した社会福祉士制度は、多くの課題を抱えた。例えば「社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて」（日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会、2005）では「①国民にとって社会福祉士の活動がみえにくい、認知度が低い、②社会福祉士の任用、受け入れのための制度が未整備である、③社会福祉士養成機関（大学）において、求められる高い実践力を養成できていないこと」が指摘された。

2005年当時で、社会福祉士の任用・活用の状況は、介護施設で生活相談員等に占める社会福祉士は施設約28%、在宅サービス約15%、であり、社会福祉施設等で約6%、福祉事務所職員では約3%であり極めて低比率であった（社会保障審議会資料、2006）。国の会議において、社会福祉士の仕事の重要性和社会的認知度の乖離が指摘されたのである。

また、2016年度東京都医療社会事業協会が実施したアンケート結果では「医療ソーシャルワーカーの役割についての認知度は低いため、各医療機関における相談 支援体制や環境の改善に取り組むことが必要である」と考察している⁴⁾。

2008年7月14日の日本学術会議・社会学委員会社会福祉学分科会での、「提言・近未来の社会福祉教育のあり方についてーソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けてー」の資料の中でも、「ソーシャルワーカーが社会的に求められている高度で広範な役割を遂行していくためには、ソーシャルワーカー養成教育のあり方を問い直す必要がある。現状では、社会福祉士を養成する教育に限定されがちであり、必ずしも高い実践力をもった人材が養成されていない。ひいては、ソーシャルワーカーの活動内容が見えにくく、ソーシャルワークの社会的認知度が低い状況にある」と現状及び問題点として提起している。

わが国において、ソーシャルワーカーの国家資格としての「社会福祉士」と「精神保健福祉士」は、まだ残念ながら、知名度が低いと考えた方がよ

わが国における国家資格としての「ソーシャルワーカー」の認知度調査

い。

国家資格でありながら、認知度が低いというということも珍しいことである。こうした原因はなぜなのであろうか。

筆者が「社会福祉士」と「精神保健福祉士」の認知度の低さの弊害を問題にするのは何故か。それは、市民が困ったときにSOSを言える相手を知っていることで、確実に市民の生活の質が高まることにつながるからである。また、認知度の低さの弊害として、市民の生活の質が高める職業を選んでもらえないことで、市民の生活の質が悪くなるという悪循環を生み出すからである。困った問題を抱えたときに、どれだけ依存できる先を持っているかは重要であると考え。

わが国では、地域で生活問題を抱えている人に対して、看護師、保健師、教師、行政（福祉事務所）のケースワーカーが、ソーシャルワーカー役割を果たしていると共に、民生委員がボランティア的に全国的にソーシャルワーカー役割を担っているため、社会福祉士の認知度をより浸透させない文化や風土を持っているのではないかと推察できる。

IQや飲酒癖・家族との関係から、あらゆる要素から心理学、人類学、身体的な人間の特性など幅広い分野を調査しているのが、ハーバード大学の75年にわたる研究「Grant Study」（「ハーバード成人発達研究」）である。ハーバード大学に在学した268人の男性を対象に、卒業後も毎年健康診断と心理テストを行うことで、戦争、仕事、結婚や離婚、育児、老後といった彼らの人生を追跡調査したもので、2009年にThe Atlanticがこの調査をまとめたものだが、研究者によって新たに「何が人を幸せにするか」ということが明らかにされた。

研究は1938年に開始されてから75年間にわたって続けられている、世界に存在する最も長期的な研究のうちの1つとしてあげられる。あまりに長期的なため、さまざまな研究結果が出ているのだが、この研究を30年以上指揮しているGeorge Vaillantが最も主張しているのは、老年にお

ける幸福と健康、そして暖かな人間関係の3つの持つ強い相関関係である。

2000万ドル(約20億円)をかけた75年の研究によって様々な研究結果が出ているが、「人間の幸福」という観点で見た時に導き出せるのは、非常にシンプルな結論となった。「幸福とは愛です。それ以上の何物でもない」とVaillantは語っている。

このように人の幸せに関する研究は我々人間にとって最も関心のあるものであると言える。というのも、私たちにとっての人生が、生まれてから死ぬまで笑顔で暮らしていくことができるのであれば、それ以上の喜びはないと言えるからである。

こうした人間の関心と社会的な背景を経て出てきた職業にソーシャルワーカーという職業がある。わが国でも、今後、ソーシャルワーカーの力がますます求められてくる状況にあるといえる。

また、宮本(2013)は「この社会で生きていく中である種の生きづらさに遭遇してそれを緩和したい、よりよく生きていきたいと人が願う時、ソーシャルワーカーの出番がくる」と述べている。何らかの事情で、これまでの生活が破綻してしまい、生活の再構築をするために、自分だけではどうしようもないとき、誰かに支援してもらいたい時、ソーシャルワーカーというプロフェッショナルの力を借りることでより円滑に社会復帰が可能になると考えられる。宮本(2013)は、支援が必要なときの例として、次の10例をあげている。

1. 失業、疾病、老齢、障害等で、経済的にこれまでの生活が立ち行かなくなった時
2. 経済的には何とかなるが、失業、疾病、老齢、障害等で、今までと同じような日常生活を過ごすことができなくなった時。
3. 高齢となり身体やメンタルな介護が必要になった時。
4. 離婚等で家族関係を再構築しなければならなくなった時。

わが国における国家資格としての「ソーシャルワーカー」の認知度調査

5. 保護者がいなくなったり、虐待などをする不適切な保護者であったりする時。
6. 学校に居づらくなったり、学校へ行けなくなってしまった時。
7. 配偶者から深刻な暴力を受けて今までの生活を維持できなくなった時。
8. 酒やギャンブル、薬物などに依存しなければ生きていかれなくなった時。
9. 地域社会の中で孤立している時
10. 刑務所から出所したが生活の再建がうまくいかない時。

これらは、新聞やテレビなどで大きな社会問題として取り上げられているものばかりであり、今の日本社会に広く浸透している問題であり、決して遠い国の話ではないということが分かる。そして、こうした問題に悩んでいる人々と共に考え、行動し、解決を図る職業がソーシャルワーカーなのである。

国際ソーシャルワーカー連盟によると「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」としており、ソーシャルワークの職業的価値は、「すべての人間が平等であること、価値ある存在であること、そして、尊厳を有していることを認めて、これを尊重することに基盤を置いている。ソーシャルワーク実践は、1世紀余り前のその起源以来、人間のニーズを充足し、人間の潜在能力を開発することに焦点を置いてきた。人権と社会正義は、ソーシャルワークの活動に対し、これを動機づけ、正当化する根拠を与える。ソーシャルワーク専門

職は、不利益を被っている人びとと連帯して、貧困を軽減することに努め、また、傷つきやすく抑圧されている人びとを解放して社会的包含（ソーシャル・インクルージョン）を促進するよう努力する」としている。

わが国でも、1959年に日本ソーシャルワーカー協会が誕生し、前述のとおり、1987年にはソーシャルワーカーの国家資格として、社会福祉士が誕生した。そして、10年遅れて、1997年には、精神保健福祉士の資格が誕生した。

社会福祉関係17団体で構成するソーシャルケアサービス従事者研究協議会が、2009年から「海の日」をわが国のソーシャルワーカー・デーと決めた。

これを契機に社会福祉専門職であるソーシャルワーカー（「社会福祉士」及び「精神保健福祉士」）の社会的認知を高め、国民のソーシャルワーカーに対する関心と理解を広げることが目的である。

ソーシャルワーカー・デーは社会福祉士や精神保健福祉士などのソーシャルワーカーの活動を推進・普及する活動する日とした。ソーシャルワーカー・デーでは、東京を中心に47都道府県で様々な企画を通して、ソーシャルワーカーの活動を知ってもらうことに努力している。

表1のように、ソーシャルワーカー・デーは新聞にも掲載された。

上野谷加代子（2009）はソーシャルワーカー・デーに寄せて、京都新聞で次のように述べている。

表1. ソーシャルワーカー・デー記事

ソーシャルワーカー 認知度向上へ無料電話相談 社会福祉の専門職団体や学会の全国組織「ソーシャルケアサービス従事者研究協議会」（東京）がソーシャルワーカーの認知度向上に力を入れている。昨年から海の日を「ソーシャルワーカー・デー」とし、今年は無料の電話相談などを予定している。

（2010/7/16 付 日本経済新聞 電子版）

わが国における国家資格としての「ソーシャルワーカー」の認知度調査

220万人近い社会福祉従事者が、問題解決に向けて、高齢者施設や保育所などの児童施設、障害者福祉施設、社会福祉協議会などで働いている。

しかし、複雑な生活課題を本人の尊厳を失うことなく解決していくためには、高度な専門的知識や方法と職業倫理・価値を身につけた専門職の養成と配置が必要である。このような社会福祉専門職であるソーシャルワーカー（日本では社会福祉士および精神保健福祉士をいう）の社会的認知度は高いとはいえない。

ソーシャルワーカーは、「平和を求め、人権と社会正義の原理」にのっとり、すべての人びとの幸せづくりに貢献する専門職としての活躍が求められている。そのためには、国民の関心と理解を広げると同時に、彼らの職域を福祉事務所や児童相談所はもちろん、学校、刑務所、ハローワークなどでさらに広げ、雇用を積極的に促進していくよう行政に働きかけねばならない。

4. 福祉系大学学生の福祉施設へ就職の減少傾向

世の中には、ある資格を持っているのにそれを活かすことなく全く別の職業に就いている人たちがいる。

例えば人気アーティストが教員資格を持っていたり、アイドルが超高学歴だったり。確かに資格や経歴を生かした仕事をするかしないかはその人次第である。

同様に、最近の福祉系大学の学生には特にその傾向が見られるようになってきた（出典：<http://www.shizuoka-eiwa.ac.jp/>）。福祉系出身の彼らの多くが、福祉施設に就職していないのである。各福祉系大学や大学福祉学部の公表しているデータが紹介されている。就職状況を公開している大学の一部を見ていきたい。

4 - 1. 東北福祉大学

1282 人の卒業のうち、福祉施設に就職したのは 224 人。社会福祉士資格が取れる『社会福祉学科』の学生ですら、ほぼ半数が一般企業や公務員を選んでいる。

ただし、『保健看護学科』の学生は一般企業への就職は 0。看護師や保健師など資格を活かした就職先を選んでいる。これが職業系大学の本来の姿とも言えるだろう。

引用：<http://www.tfu.ac.jp/career/>

4 - 2. 法政大学・現代福祉学部

この学部の社会福祉士現役合格率は 42%。全国平均をはるかに上回るこの数字、彼らが福祉の現場で活躍してくれることに期待したいものである。しかし、2013 年度の進路状況を見る限り福祉施設に就職したのは 17%に過ぎない。ここでも一般企業が人気ようですが、サービス業、金融保険業、鉄道会社やマスコミ関係など幅広い就職先が選ばれている。

引用：<http://www.hosei.ac.jp/>

4 - 3. 東京福祉大学

文系のみ大学としては 10 年連続就職率トップを誇っている。東京福祉大学の卒業生の就職先は高齢者施設 20%、児童施設 20%。他の大学に比べて福祉施設を選ぶ傾向は高めである。それでもやはり 20%程度の学生は一般企業や公務員を選んでいる。

引用：<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/>

丸山（2002）、熊谷ら（2011）は「欧米のソーシャルワーカーは修士以上の学位が中心である。また、ソーシャルワークとケアワークは別物とは明確に区分されている。日本の場合、ソーシャルワーカーは介護と混同さ

わが国における国家資格としての「ソーシャルワーカー」の認知度調査

れることがある。介護職と同じ業務をしていたり、介護職の管理をしている名ばかりの相談員が多く、大学の社会福祉学科は介護職の養成と思われる傾向がある」と指摘している。市民の中に「社会福祉＝介護職」のイメージが強いのではないかと考えられる。

日本は大学教育や専門職化は第二次世界大戦後である。そして、わが国では、国家資格もまだ歴史があるとは言えない。さらに受験資格も様々なルートで取得できる。大学教育を受けていなくても現場での実務経験や、対人援助職でありながら通信教育課程などで資格が取れるなど専門職と言ってもよいのかという課題は存在する。

II. 研究の目的

I章で述べた通り、ソーシャルワーカーの認知度が非常に低いことは、先行研究や厚生労働省資料等で課題とされていることが明らかになっている。また、わが国では小学校・中学校・高校で福祉教育を受けるものの、ソーシャルワーカーという仕事については教えられていない現状がある。

また、福祉系大学に進学をして、社会福祉士の資格を取得しながら、学生が福祉職へ就職しなくなっている現状がある。

福祉職への就職率が悪いのはなぜなのか。筆者は自身の母校・A高等学校に、進路指導の教諭Bを訪ねて「現役の高校生の社会福祉系の大学への関心」について取材をした⁹⁾。

「担任教員や進路指導教員としては、福祉系大学を希望する生徒については、就職には困らないが、社会福祉分野は就職しても、給料が安い、仕事がつきつということはつけ加える。そして、人を助けたい仕事につきたくて迷っている生徒ならば、福祉系大学を薦めるのではなく、看護系や理学・作業療法系の大学を薦める傾向がある。また、福

祉系大学に進路進路を決めた生徒については、保護者が給与面の心配や福祉の仕事で生活していけるのかという心配の声がでるという現状もある」。

高校の教諭も社会福祉の仕事の重要性を認識しながらも、社会福祉系の大学を薦めきれない現状が存在していた。

また、白山・野口（2010）は「経済上昇による一般企業における雇用枠の拡大、反対に社会福祉施設職員の処遇の低さ、賃金格差の問題が原因だというステレオタイプの結論づけてはいけない。福祉介護系の学生のアイデンティティが一般学生より発達している。きめ細かいキャリア支援教育のあり方が課題である」と示唆している。

福祉人材育成の取り組み状況が整備されてきた最近の新規学卒者の雇用状況について、2012年3月卒業生のうち福祉・医療系に就職した者の割合は52.3%、一般企業に就職した者の割合は23.8%である⁶⁾。一方で、2010年3月の新規大学卒業生の産業別卒業後3年以内の離職率について、医療・福祉分野の離職率は37.7%であり、全産業平均の31.0%よりも6.7%上回っている⁷⁾。つまり、離職率が高く、福祉人材が定着しづらい状況にある。

前職の離職理由について「法人・事業所の理念や運営のあり方に不満があった」「職場の人間関係に問題があった」「専門性や能力を十分に発揮・向上できない」の割合が高くなっている⁸⁾。

福祉職についていえば、介護職や保育職で議論になる「給料が低いことが問題である。だから、給料を上げよう」という政策が議論される。前述の通り、福祉職に就いたものの離職をしたものは、法人の理念や、人間関係や、専門性に関する問題であって、単に給料が低いから離職するということではないようである。給料を上げるだけでは「学生の福祉職離れ」は止まらないと考えられる。

ソーシャルワーカーという職業に従事する者が少ないことは、国民の生活の質の低下に結びついていくのである。現在、わが国では少子高齢化、無縁社会、格差社会、子どもの相対的貧困率の高さ、不登校、いじめ、虐待、障害のある人の地域生活支援、子どもから高齢者までのメンタルヘルスの問題など、私たちを取り巻く複雑な社会環境により生じる様々な問題を解決まで幅の広い問題対応が求められている。

そこで本研究では、大学生を対象に〈「社会福祉」のイメージ〉を明らかにし、〈福祉教育の貧困と偏り〉を明らかにして、日本の社会福祉の更なる質の向上を検討したい。

Ⅲ. 方法

1. 第1調査

- 1) 対象者：筆者が講義を担当する「社会福祉概論」を受講している C 大学 1 年生 242 名（ただし、対象者から社会福祉学科学生は除外した。理由は、高校時代に、進路選択・進路指導で社会福祉の職種研究をしている可能性があるため、大学入学まで社会福祉の知識についてのバイアスを配慮して他学科生を対象とした。）
- 2) 調査期間：2013 年 4 月 9 日～2013 年 4 月 12 日、第 1 回目「社会福祉概論」授業終了後。
- 3) 質問項目：「福祉という言葉聞いて、どんなことをイメージするか（複数回答可）」
- 4) 手続き：学生に B5 の紙を 1 枚配布し、黒板に質問項目を書き、「学籍番号と名前は書かないでよい、参加したくないものは書かなくてもよい。本アンケートは正解又は不正解はないので自分のイメージで書いてください」と教示し、解答時間は 10 分で実施した。
- 5) 分析：1 センテンスごとに、エクセルに入力した。その後、テキスト

マインニングソフトを使用し、単語ランキングを出し、福祉イメージの分析を行った。

6) 倫理的配慮

1. 本アンケートは回答したくなければ断ることができることを口頭で説明した。
2. 本アンケートの参加の有無が、成績と関係するものではないことを口頭で説明した。
3. 個人の特定がされないように無記名とした。
4. データは、本研究以外に使用しない旨を口頭で約束した。
5. データは研究発表終了後、シュレッダーで廃棄することを口頭で説明した。
6. 研究報告終了後、研究結果を協力者にフィードバックすることを約束した。

2. 第2調査

1) 対象者：筆者の「社会福祉概論」を受講している A 大学 1 年生 242 名（ただし、対象者から社会福祉学科学生は除外した。理由は、第 1 調査と同じ。）

2) 調査期間：2013 年 7 月 23 日～2013 年 7 月 26 日、第 15 回「社会福祉概論」の最終回授業終了後。

3) 質問項目：

Q1. ソーシャルワーカーという職業を知っていますか。

Q2. Q1 で YES と答えた方に伺います。ソーシャルワーカーという職業をいつ知りましたか。

Q3. 小学校、中学校、高校で福祉教育を受けたことがありますか。

Q4. Q3 で YES と答えた方に伺います。福祉教育の授業の内容はどのような内容でしたか（複数回答可）。

わが国における国家資格としての「ソーシャルワーカー」の認知度調査

4) 手続き：学生に B5 の紙を 1 枚配布し、黒板に質問項目を書き、「学籍番号と名前は書かないでよい、参加したくないものは書かなくてもよい。本アンケートは正解又は不正解はないので自分のイメージで書いてください」と教示し、解答時間は 10 分で実施した。結果を集計した。

5) 倫理的配慮

第 1 調査と同様である。

IV. 結果

1. 第 1 調査結果

第 1 調査の結果は表 2 にまとめた。上位 20 位までに「介護」、「バリアフリー」、「老人ホーム」、「お年寄り」、「老人」、「高齢者」、「障害者」、「身体」、「おじいちゃん」、「おばあちゃん」、「車いす」、「介護士・介護福祉士」などの言葉が並んだ。

社会福祉のイメージが、「高齢者の介護」、「身体障害のある人の介護」、「介護士・介護福祉士」など、「社会福祉＝高齢者と障害者を介護する」イメージが強いことがわかった。

社会福祉士が 78 位、ソーシャルワーカーが 92 位であった。もう一つの国家資格である精神保健福祉士については、ランキングに入らなかった。

改めて、テキストマイニング分析の結果、「介護」という単語の出現数、頻度が極めて高かったということも、「社会福祉＝介護」のイメージがより強くイメージされがちであることを示しているといえる。

2. 第 2 調査結果

表 3 の通り、80 人中 55 名 (69%) が筆者の授業で、ソーシャルワーカーという専門職を知ったと答えている。また、小学校・中学校・高校までを通して、福祉教育を受けたことがある人が 80 人中 44 名 (55%) と、約半

三橋 真人

表2. 単語ランキング結果
「福祉という言葉聞いて、どんなことをイメージするか」(1位~200位)

No.	単語	品詞	出現数	頻度(%)	件数
1	介護	名詞	82	12.26	82
2	人	名詞	86	11.96	80
3	バリアフリー	名詞	44	6.58	44
4	老人ホーム	名詞	42	6.28	42
5	イメージ	名詞	38	5.68	38
6	お年寄り	名詞	30	4.48	30
7	老人	名詞	28	4.19	28
8	高齢者	名詞	27	4.04	27
9	助ける	動詞	24	3.59	24
10	障害者	名詞	24	3.59	24
11	身体	名詞	21	3.14	21
12	ボランティア	名詞	20	2.99	20
13	不自由だ	形容詞	19	2.84	19
14	ある	動詞	19	2.69	18
15	おばあちゃん	名詞	17	2.54	17
16	おじいちゃん	名詞	16	2.39	16
17	福祉	名詞	14	2.09	14
18	車いす	名詞	13	1.94	13
19	介護士・介護福祉士	名詞	12	1.79	12
20	社会	名詞	12	1.79	12
21	社会福祉	名詞	12	1.79	12
22	介護する	動詞	11	1.64	11
23	公共	名詞	11	1.64	11
24	生活	名詞	12	1.64	11
25	手助け	名詞	10	1.49	10
26	困る	動詞	9	1.35	9
27	仕事	名詞	9	1.35	9
28	サービス	名詞	8	1.20	8
29	障害	名詞	8	1.20	8
30	優しい	形容詞	8	1.20	8
31	人々	名詞	7	1.05	7
32	生活する	動詞	7	1.05	7
33	大変	名詞	7	1.05	7
34	医療	名詞	6	0.90	6
35	活動	名詞	6	0.90	6
36	行う	動詞	6	0.90	6
37	支える	動詞	6	0.90	6
38	助け合い	名詞	6	0.90	6
39	身体障害者	名詞	6	0.90	6
40	誰か	名詞	7	0.90	6
41	不自由	名詞	6	0.90	6
42	サポート	名詞	5	0.75	5
43	スロープ	名詞	5	0.75	5
44	感じ	名詞	5	0.75	5
45	環境	名詞	5	0.75	5
46	看護	名詞	5	0.75	5
47	子ども	名詞	5	0.75	5
48	思いやり	名詞	5	0.75	5
49	施設	名詞	5	0.75	5

わが国における国家資格としての「ソーシャルワーカー」の認知度調査

50	心	名詞	5	0.75	5
51	点字	名詞	5	0.75	5
52	点字ブロック	名詞	5	0.75	5
53	必要だ	形容詞	5	0.75	5
54	する	動詞	4	0.60	4
55	デイケア	名詞	4	0.60	4
56	ヘルパー	名詞	4	0.60	4
57	ユニバーサルデザイン	名詞	4	0.60	4
58	リハビリ	名詞	4	0.60	4
59	何か	名詞	4	0.60	4
60	貢献する	動詞	4	0.60	4
61	支援する	動詞	4	0.60	4
62	持つ	動詞	4	0.60	4
63	自分	名詞	4	0.60	4
64	世話	名詞	4	0.60	4
65	設備	名詞	4	0.60	4
66	大変だ	形容詞	4	0.60	4
67	日本	名詞	4	0.60	4
68	病院	名詞	4	0.60	4
69	福祉施設	名詞	4	0.60	4
70	募金	名詞	4	0.60	4
71	良い	形容詞	4	0.60	4
72	いる	動詞	3	0.45	3
73	ノンステップバス	名詞	3	0.45	3
74	バス	名詞	3	0.45	3
75	よりよい	形容詞	3	0.45	3
76	介護施設	名詞	3	0.45	3
77	幸せ	名詞	3	0.45	3
78	社会福祉士	名詞	3	0.45	3
79	手助けする	動詞	3	0.45	3
80	助け	名詞	3	0.45	3
81	世話する	動詞	3	0.45	3
82	地域	名詞	3	0.45	3
83	電車	名詞	3	0.45	3
84	平等	名詞	3	0.45	3
85	暮らす	動詞	3	0.45	3
86	方々	名詞	3	0.45	3
87	エレベータ	名詞	2	0.30	2
88	お金	名詞	2	0.30	2
89	お手伝い	名詞	2	0.30	2
90	コミュニケーション	名詞	2	0.30	2
91	センター	名詞	2	0.30	2
92	ソーシャルワーカー	名詞	2	0.30	2
93	テレビ	名詞	2	0.30	2
94	ホームヘルパー	名詞	2	0.30	2
95	みんな	名詞	2	0.30	2
96	もつ	動詞	2	0.30	2
97	やる	動詞	2	0.30	2
98	ゆたか	名詞	2	0.30	2
99	一人	名詞	2	0.30	2

三橋 真人

100	駅	名詞	2	0.30	2
101	音	名詞	2	0.30	2
102	介抱	名詞	2	0.30	2
103	学校	名詞	2	0.30	2
104	看護する	動詞	2	0.30	2
105	関係	名詞	2	0.30	2
106	気持ち	名詞	2	0.30	2
107	給料	名詞	2	0.30	2
108	近く	名詞	2	0.30	2
109	迎える	動詞	2	0.30	2
110	健康だ	形容詞	2	0.30	2
111	健常者	名詞	2	0.30	2
112	公共施設	名詞	2	0.30	2
113	公民館	名詞	2	0.30	2
114	幸せだ	形容詞	2	0.30	2
115	考える	動詞	2	0.30	2
116	行動する	動詞	2	0.30	2
117	貢献	名詞	2	0.30	2
118	思う	動詞	2	0.30	2
119	支援	名詞	2	0.30	2
120	字幕	名詞	2	0.30	2
121	社会貢献	名詞	2	0.30	2
122	社会的弱者	名詞	2	0.30	2
123	車	名詞	2	0.30	2
124	手伝い	名詞	2	0.30	2
125	手話	名詞	2	0.30	2
126	受ける	動詞	2	0.30	2
127	集まる	動詞	2	0.30	2
128	助け合う	動詞	2	0.30	2
129	笑顔	名詞	2	0.30	2
130	障害者福祉	名詞	2	0.30	2
131	杖	名詞	2	0.30	2
132	身体的	名詞	2	0.30	2
133	制度	名詞	2	0.30	2
134	整える	動詞	2	0.30	2
135	生活保護	名詞	2	0.30	2
136	接する	動詞	2	0.30	2
137	設置	名詞	2	0.30	2
138	全て	形容詞	2	0.30	2
139	組織	名詞	2	0.30	2
140	相手	名詞	2	0.30	2
141	対応	名詞	2	0.30	2
142	大変そうだ	形容詞	2	0.30	2
143	団体	名詞	2	0.30	2
144	提供	名詞	2	0.30	2
145	難しい	形容詞	2	0.30	2
146	日常生活	名詞	2	0.30	2
147	年金	名詞	2	0.30	2
148	病気	名詞	2	0.30	2
149	浮かぶ	動詞	2	0.30	2

わが国における国家資格としての「ソーシャルワーカー」の認知度調査

150	平等だ	形容詞	2	0.30	2
151	保健	名詞	2	0.30	2
152	保険	名詞	2	0.30	2
153	補助	名詞	2	0.30	2
154	補助する	動詞	2	0.30	2
155	抱える	動詞	2	0.30	2
156	目指す	動詞	2	0.30	2
157	役立つ	動詞	2	0.30	2
158	優しさ	名詞	2	0.30	2
159	優先席	名詞	2	0.30	2
160	与える	動詞	2	0.30	2
161	老人福祉	名詞	2	0.30	2
162	話	名詞	2	0.30	2
163	24時間	名詞	1	0.15	1
164	NPO	名詞	1	0.15	1
165	あたりまえ	名詞	1	0.15	1
166	イス	名詞	1	0.15	1
167	いたわる	動詞	1	0.15	1
168	イメージする	動詞	1	0.15	1
169	いれる(否定)	動詞	1	0.15	1
170	エプロン	名詞	1	0.15	1
171	おくる	動詞	1	0.15	1
172	おくれる	動詞	1	0.15	1
173	お姉さん	名詞	1	0.15	1
174	お手伝いする	動詞	1	0.15	1
175	かわいそう	名詞	1	0.15	1
176	きつい	形容詞	1	0.15	1
177	ケア	名詞	1	0.15	1
178	ケアマネージャー	名詞	1	0.15	1
179	けが人	名詞	1	0.15	1
180	サポーター	名詞	1	0.15	1
181	サポートする	動詞	1	0.15	1
182	さまざま	形容詞	1	0.15	1
183	シャンプー	名詞	1	0.15	1
184	すごい	形容詞	1	0.15	1
185	スタッフ	名詞	1	0.15	1
186	する(否定)	動詞	1	0.15	1
187	ちゃんと	形容詞	1	0.15	1
188	つかう	動詞	1	0.15	1
189	つらい	形容詞	1	0.15	1
190	デイサービス	名詞	1	0.15	1
191	できる	動詞	1	0.15	1
192	ない	形容詞	1	0.15	1
193	ノズル	名詞	1	0.15	1
194	のぼる	動詞	1	0.15	1
195	ハンデ	名詞	1	0.15	1
196	ハンディ	名詞	1	0.15	1
197	ハンディキャップ	名詞	1	0.15	1
198	ピアノ	名詞	1	0.15	1
199	プラス	名詞	1	0.15	1
200	まちづくり	名詞	1	0.15	1

三 橋 真 人

表 3. ソーシャルワーカーの認知度と福祉教育体験の有無及び、福祉教育の内容

n	Q1. ソーシャルワーカーという職業を知っていますか	Q2. Q1でYESと答えた方に伺います。ソーシャルワーカーという職業をいつ知りましたか	Q3. 小学校、中学校、高校で福祉教育を受けたことがありますか	Q4. Q3でYESと答えた方に伺います。福祉教育の授業の内容はどのような内容でしたか（複数回答可）
1	YES	大学入学後、本授業で	YES	赤い羽根共同募金
2	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
3	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
4	YES	高校1年生の時	YES	(中学時)①老人ホームのデイサービスに訪問してボランティアを行った。②高齢者疑似体験。③とろみ魚体験。④車いす体験。(高校時)①高齢者疑似体験。②車いす体験。③老人ホームにボランティアに行った(傾聴、ボードゲーム、体操、楽器演奏などをした。)
5	YES	大学入学後、本授業で	YES	赤い羽根共同募金
6	YES	中学の時	NO	なし
7	YES	中学の時	NO	なし
8	YES	大学入学後、本授業で	YES	視覚障害のある当事者の方の話を聞いた。
9	YES	高校のとき、大学受験のとき	YES	①赤い羽根共同募金。②緑の羽根。③老人ホームに行き、ボランティアをした。④車いす体験。
10	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
11	YES	大学入学後、本授業で	YES	①赤い羽根共同募金。②高齢者疑似体験
12	YES	大学入学後、本授業で	YES	①老人ホームへの訪問(手遊び、リコーダー、歌など)。②赤い羽根共同募金。
13	YES	大学入学後、本授業で	YES	無記入
14	YES	高校1年の時	YES	①中学2年時の体験訪問。②赤い羽根共同募金。③ろ
15	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
16	YES	高校時代	YES	障害者の疑似体験キットを着てみる授業があった。
17	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
18	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
19	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
20	YES	大学入学後、本授業で	YES	高齢者疑似体験をした。
21	YES	大学入学後、本授業で	YES	高齢者疑似体験をした。
22	YES	高校1年生の時	YES	特別支援学校との交流。出し物を考えて、特別支援学校で披露し、一緒に遊ぶ。
23	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
24	YES	大学入学後、本授業で	YES	車いすの押し方や使い方を学んだ。
25	YES	高校時代	NO	なし
26	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
27	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
28	YES	大学に入る少し前	YES	高齢者について学んだ。
29	YES	高校3年生	NO	なし
30	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
31	YES	高校1年生の時	YES	①国の福祉、社会保障制度の仕組みを学んだ。②障害者、高齢者施設での交流、ボランティア
32	YES	中学の時	NO	なし
33	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
34	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
35	YES	高校1年生の時	NO	なし
36	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
37	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
38	YES	高校生の時	YES	①手話で歌を歌ったり、点字で文章をついたり、②車いすを押すなど、使い方を学んだ。

わが国における国家資格としての「ソーシャルワーカー」の認知度調査

39	YES	高校生の時	YES	①実際に車いすに乗ってみる体験や、②点字を学んだ
40	YES	大学入学後、本授業で	YES	①点字体験、②車いす体験、③視覚障害者体験(目隠しをして、白杖を頼りに歩く)
41	YES	大学入学後、本授業で	YES	①老人ホームに行き見学したり、そこにいる利用者たちと交流した、②高齢者の疑似体験をした。
42	YES	大学入学後、本授業で	YES	①小学生のころ、デイサービスに出し物を見せに行った、②高齢者の疑似体験をした。
43	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
44	YES	大学入学後、本授業で	YES	①高齢者疑似体験、②ボランティア活動
45	YES	大学入学後、本授業で	YES	①点字、②手話、③障害について学んだ、④高齢者疑似体験、⑤高齢者施設訪問、⑥車いす体験
46	YES	高校生の時	YES	①車いすに乗ったり、②高齢者疑似体験をした。
47	YES	大学入学後、本授業で	YES	①高校の「現代社会」の授業で「日本の現状」というテーマで高齢者などの問題を学んだ、②高齢者疑似体験
48	YES	中学3年生くらいの時	YES	①老人ホームを訪問して、実際に高齢者とお話をした、②車いすの体験をした。
49	YES	大学入学後、本授業で	YES	赤い羽根共同募金
50	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
51	YES	大学入学後、本授業で	YES	①小学校高学年の時に、盲ろうの障害者の気持ちを知ろうという事で、目隠しをして校内を歩きまわった。
52	YES	大学入学後、本授業で	YES	小学生、中学生の時に、赤い羽根の共同募金を集めた
53	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
54	YES	大学入学後、本授業で	NO	赤い羽根共同募金をやった。
55	YES	中学校の時	YES	①市内の福祉センターで、「車いすを外で散歩したり、点字をうってみたい、高齢者疑似体験」など福祉について学んだ、②赤い羽根共同募金活動、③障害のある人たちとの交流会、④障害児施設へ職業体験に行った。
56	YES	大学入学後、本授業で	YES	老人介護
57	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
58	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
59	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
60	YES	大学入学後、本授業で	YES	無記入
61	YES	高校の時	NO	なし
62	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
63	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
64	YES	大学入学後、本授業で	YES	①授業でデイサービスに訪問した、②車いす体験
65	YES	大学入学後、本授業で	YES	赤い羽根共同募金をやった。
66	YES	大学入学後、本授業で	YES	視覚障害のある方が、学校に来てくれて、生活の話をした
67	YES	大学入学後、本授業で	YES	①老人ホームにボランティアに行った、②高齢者疑似体験
68	YES	大学入学後、本授業で	YES	①赤い羽根の共同募金を行った、②高齢者の疑似体験
69	YES	大学入学後、本授業で	YES	①小学校のとき、高齢者の疑似体験をした。
70	YES	時代、オープンキャンパスで知	NO	なし
71	YES	高校の時	NO	なし
72	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
73	YES	大学入学後、本授業で	NO	なし
74	YES	高校の時	YES	①車いす体験、②高齢者疑似体験、③妊婦疑似体験
75	YES	大学入学後、本授業で	YES	①老人ホームに見学に行った、②社会福祉に関するビデオ
76	YES	高校の時	YES	①車いす体験、②高齢者疑似体験
77	YES	大学入学後、本授業で	YES	①赤い羽根共同募金を行った、②高齢者の疑似体験
78	YES	大学入学後、本授業で	YES	①小学生のころ、老人ホームに行き高齢者の方とお話したり、生徒が歌を歌って交流をした。
79	YES	高校3年生の進路を決める時	YES	①老人ホームで高齢者と交流を深める授業をした、②中学生の時、職業体験で老人ホームに行った。
80	YES	小学校高学年くらい	YES	①老人ホームに職業体験で行った、②車いす体験、③視覚障害者疑似体験、④補聴器体験

三 橋 真 人

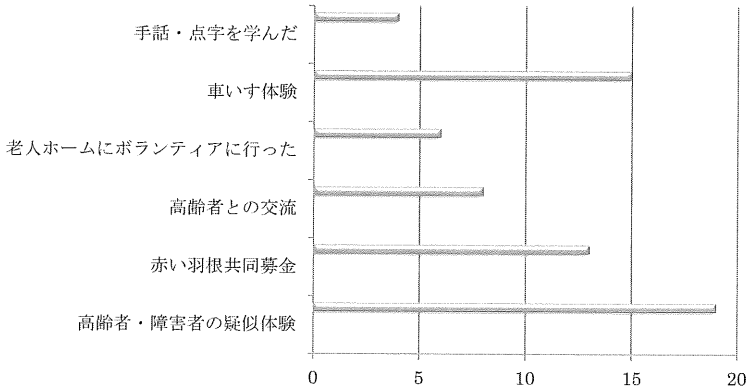


図2. 福祉教育の内容（複数回答）

数以上の方が体験していることがわかった。

図2は福祉教育を受けたことがある学生に、その内容について聞いた結果を上位6項目にまとめたものである。この結果によると、学生たちは、福祉活動について様々な体験をしていることがわかる。つまり、福祉教育を経験しながらも、大学生になってソーシャルワーカーを知る学生が約7割であることを考えると、福祉教育の中に、ソーシャルワーカーについての内容が取り入れられていないことが考えられる。

V. 考察

わが国では、ソーシャルワーカーの国家資格として、社会福祉士と精神保健福祉士があることは既に述べた。表2と表3のデータから読み取れるように、わが国では、ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士の認知度が低いことがわかった。

1977年、厚生省（当時）は「学童・生徒のボランティア活動普及事業」をスタートさせ、学校教育の中での「福祉」の学習を、初めて全国的な事

業として展開した。そして、福祉教育の具体的な取り組みについては、文部省（当時）に対し「福祉教育のあり方について」という要望書を提出している。

また、1987年度の「厚生白書」では「福祉マインドの醸成」をうたい、学校における福祉教育の発展を重要な施策課題とした。

一方、文部省（当時）では「教育課程審議会」の答申を受け、学習指導要領を改訂し、それにともない、平成4年度より特別活動の学校行事において、学童・生徒の「体験学習」が学校教育活動として位置付けられ、小学校から順次計画実践された。

このように、厚生省（当時）も文部省（当時）も福祉教育を共通課題として、特に学校における福祉教育の実践を行政施策として奨励している（角島 1991、山口 2002）。

学童・生徒の福祉に関する理解と関心を促すことは、家族、地域社会全体の福祉への関心の高まりにもつながる。学校を核とした福祉の風土づくりには今後ますます大きな期待が寄せられる。しかし、わが国の福祉教育においては、ソーシャルワーカーという職業が紹介されていないように考えられる。

貧困問題、孤独死、育児不安、児童虐待、DV問題、社会的マイノリティの人たちの苦悩など、日常生活に困り事を抱えている人たちがいる。そして、不安や苦しみの最中にある人たちに寄り添い、共に考え、共に問題解決を図ることを専門の職業にしている人たちの存在を、小学校・中学校の義務教育の中に、福祉教育の一環として組み込んでいく必要があるのではないだろうか。

社会福祉士と精神保健福祉士は、社会福祉士法第一六条に、精神保健福祉士法第一六条に、それぞれ「秘密保持義務」が課せられている。つまり、社会福祉士と精神保健福祉士は、自分たちが実践してきたケースを第三者に話すことはできない。専門職の倫理に基づいて、自分たちの仕事を説明

するときにはどうしても抽象化せざるを得ないのである。

クライアント側に立つと次のようなことが考えられる。クライアントは、社会福祉士と精神保健福祉士のところへ行くことを他者には知られたくない心理はある。そして、クライアントは、社会福祉士と精神保健福祉士の相談内容も他者には知られたくない心理はある。社会福祉士と精神保健福祉士はクライアントからの口コミで知られていくような職業でもないと考えられる。

社会福祉士と精神保健福祉士にとって、自分たちの専門性が自身の国家資格の認知度を高めることを困難にしているように考えられる。

クライアント側にも他人に、自分が社会福祉士や精神保健福祉士にどのような問題でどのように支援してもらったかは話したくはないであろう。むしろ、そっと秘密にしておきたい事象であろう。さらに、社会福祉士や精神保健福祉士とクライアント間の契約の中で、秘密保持義務があるから信頼関係が醸成されて、支援や問題解決に向かっていくのである。

社会福祉士や精神保健福祉士の倫理とクライアントの利益が、他者には秘密の関係によって成り立っている。本論で前述したが、社会福祉士や精神保健福祉士は「見えざる専門職」なのである。

しかし、「見えざる専門職」だからといって、社会福祉士や精神保健福祉士の認知度が低くていいのかと言えばそうではないであろう。社会福祉士や精神保健福祉士を知っているかいないかで、社会福祉士と精神保健福祉士とクライアントが出会うまでの時間が変わってくる。早期発見、早期支援開始になるか、もうどうしようもないという段階で両者が出会うことで、問題が複雑化してから支援が始まるケースでは、クライアントの生活の質が大きく変わっていくであろう。自分自身が生活で困ったときに、「社会福祉士や精神保健福祉士に相談に応じてくれて具体的に支援をしてくれて、その人たちはどこにいるのか」という選択肢を多く持っていることが、市民の安心感につながると考える。

VI. 今後の課題

本研究では、「社会福祉士」や「精神保健福祉士」は「見えざる専門職」であることが示唆できたと考える。認知度の低さは「見えざる専門職」と呼ばれる、その専門性が生み出しているジレンマが浮かび上がってきた。

人間は可視化された方が理解しやすい。「高齢者の介護」、「身体障害者を乗せた車いす押す」姿は「援助」を分かり易く可視化している。

ソーシャルワーカーがどのような仕事をしている専門職であるか、広く国民に理解してもらうことは今後の課題である。そのためには、三つの課題があると考えられる。

- ① 「社会福祉士」や「精神保健福祉士」が自分たちの仕事どのように伝えるのか。伝え方の問題である。
- ② 「福祉教育」の充実である。老人ホームでの高齢者との交流、高齢者の疑似体験、車いすの使い方も大変重要である。しかし、ソーシャルワーカー、国家資格としての「社会福祉士」や「精神保健福祉士」がどこで、どのような仕事をしているのかを「福祉教育」の中に取り入れてもらうことである。例えば、ソーシャルワーカー・デーの準備段階に小学生・中学生に参加してもらうことや、ソーシャルワーカー・デーのイベントに授業の一環として小学生・中学生に参加してもらうことなどを検討してもよいのではないだろうか。
- ③ 近年、学校への配置が進められている「スクール・ソーシャルワーカー」の存在である。将来、社会で活躍するために学校で学んでいる生徒たちに、一番近い存在になりうるのは「スクール・ソーシャルワーカー」である。

今回は大学生を対象とした調査であり、わが国の全体の中での「社会福祉士」や「精神保健福祉士」の理解を論ずるには限界があった。

三 橋 真 人

今後、調査対象を幅広い世代にして、わが国の「社会福祉士」や「精神保健福祉士」の社会的認知度向上のために、どのようなことが課題となるのか、引き続き、調査と研究を続けていきたい。

謝辞

本研究のために、アンケート調査に協力してくれた学生の皆さんに感謝の意を表したい。

また、母校の進路指導教諭 B 先生には取材に応じてくれたことに感謝の意を表したい。

注

- 1) 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター・ホームページ
http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04_2.pdf アクセス日 2017 年 12 月 31 日
- 2) 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター・ホームページ
http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04_2.pdf アクセス日 2017 年 12 月 31 日
- 3) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会ホームページ「精神保健福祉士の仕事」
<http://www.japsw.or.jp/index.htm> アクセス日 2017 年 12 月 31 日
- 4) 2016 年度東京都医療社会事業協会第 4 ブロック「地域巡回医療福祉相談事業」アンケート結果資料。
- 5) A 高等学校に取材。2013 年 6 月
- 6) 一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟。社会福祉系学部・学科卒業生の進路等調査報告書 (2012 年 3 月卒業生対象)。2014。
- 7) 厚生労働省。労働市場分析レポート。23. 新規学卒者の離職状況 (平成 22 年 3 月卒業者の状況)。2013。
- 8) 公益財団法人社会福祉振興・試験センター「平成 24 年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査結果」。
http://www.sssc.or.jp/touroku/results/index_sk.html。アクセス日 2017 年 12 月 31 日

引用文献

- 1) ふくしのお仕事 <https://www.fukushi-work.jp/> アクセス日：2017年9月20日
- 2) https://www.jacsw.or.jp/01_csw/08_shiryoyoteigi.html アクセス日：2014年4月18日
- 3) 角島緑 (1991)「学校における福祉教育の影響」『教育福祉研究』創刊号 pp. 30-38
- 4) 公益社団法人 日本社会福祉士会『国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) のソーシャルワークの定義』最終更新日：2014年4月18日
- 5) 厚生省 (現：厚生労働省) (1987)「厚生白書 (昭和62年版)」厚生省 (現：厚生労働省)
- 6) 熊谷忠和・井上信次・ティム・クレミンソン (2011) 医療ソーシャルワーカーの教育養成に関する日・米・英の比較研究 —その全体像と展開— 川崎医療福祉学会誌 Vol. 20 No. 2 pp. 437-446
- 7) 伊藤淑子 (1997)「アメリカにおけるソーシャルワークとケースマネージメントの動向」『海外社会保障情報』第118号 pp. 18-28
- 8) 丸山裕子 (2002)「フランス・イタリアにおけるソーシャルワーク専門職制度とその養成システム—訪問調査を通して—」大分大学教育福祉学部研究紀要 pp. 329-339
- 9) Melanie Curtin (原文/訳：阪本博希) (2017) This 75-Year Harvard Study Found the 1 Secret to Leading a Fulfilling Life.
https://www.lifehacker.jp/2017/03/170309_science_of_good_life.html
アクセス日 2017年12月31日
- 10) 三橋真人 (2012)『ふくしのしごと』創生社
- 11) 宮本節子 (2013)『ソーシャルワーカーという仕事』ちくまプリマー新書 pp. 8-9
- 12) 中山哲志 (2004)「義務教育段階における福祉教育」『文部科学省科学研究費平成13年度～平成15年度基盤研究 (C) (2)』
- 13) 日本学術会議・社会学委員会社会福祉学分会 (2008)「提言・近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—」日本学術会議
- 14) 日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会 (2005)「社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて」厚生労働省資料
- 15) 白山靖彦・野口康彦 (2010)「福祉系大学における学生の職業選択に関する要

三 橋 真 人

- 因の検討』『静岡英和大学紀要』第8号 pp. 285-291
- 16) 田中秀和(2013) コミュニティソーシャルワーカーを描いたテレビドラマにおける職業像の研究. 新潟医療福祉学会誌 12(2) p. 3
- 17) 上野谷加代子(2009) コラム「暖流」「ソーシャルワーカーデー」京都新聞
2009年7月21日掲載
- 18) 山口善弘(2002) 「小学校における福祉教育のカリキュラムのあり方—福祉教育の体系化への取り組み—」『神奈川県立総合教育センター研究集録』(2) pp. 113-116

※ 『『同朋福祉』に関する内規』により「研究ノート」としての査読済み

(本学特任准教授：精神保健学)